

☆障がいのある生徒などへの配慮 ～工業編～



高等学校学習指導要領解説工業編に掲載されている内容をまとめました。

【高等学校 主として専門学科において開設される教科「工業」の配慮

1 実験・実習の全体像を俯瞰^{ふかん}できないなど学習活動への参加が困難な場合

【10の視点*¹】から予想される困難さ

(例) ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を持続することが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

学習の見通しをもてるようにするため、それらの手順や方法の視覚的な明示や、全体の流れの中で何を学習しているのかを示すなどの配慮を行うことが考えられる。



2 機械や装置類の操作、毒物及び劇物などの各種薬品や薬剤、可燃物の使用に際して、安全面などの留意点について、集団場面での口頭による指示の理解が困難な場合

【10の視点*¹】から予想される困難さ

(例) ②見えにくさ ⑩注意の集中を持続することが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

事故を防止する方法を理解しやすいようにするため、全体での指導を行った上で、個別に指導を行うこと、実際に動作で示すことなど、配慮することが考えられる。



障がいのある生徒などの学習において、教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意し、指導や手立てを工夫していくことが大切です。

“子どもの学力向上に責任を果たす！最大限に力を伸ばす！”



* 1：小学校・中学校・高等学校学習指導要領解説の各教科等に示されている、学習活動を行う場合に生じる困難さ（①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手）を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。